

福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和2年12月16日（水） 午前10時00分～午前11時20分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 直子、 3番 杉浦 康憲、 5番 岡田 公作、
8番 黒川 美克、 9番 柳沢 英希、 11番 北川 広人、
14番 小嶋 克文、 15番 内藤とし子、
オブザーバー
議長（10番） 杉浦 辰夫

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 4番 神谷 利盛、 7番 長谷川広昌、
12番 鈴木 勝彦、 13番 今原ゆかり、 16番 倉田 利奈

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、ICT推進GL、
福祉部長、地域福祉GL、介護障がいGL、
福祉まるごと相談GL、健康推進GL、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営GL、学校経営G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第75号 高浜市市制施行50周年記念事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第76号 第6次高浜市総合計画基本構想及び基本計画（後期）の変更について
- (3) 議案第77号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- (4) 議案第78号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- (5) 議案第79号 高浜市やきものの里かわら美術館の指定管理者の指定の変更について
- (6) 議案第80号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定の変更について
- (7) 議案第81号 高浜市生涯学習施設等の指定管理者の指定の変更について
- (8) 議案第82号 事業契約の変更について
- (9) 議案第83号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第11回）
- (10) 議案第85号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）
- (11) 陳情第4号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情
- (12) 陳情第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情
- (13) 陳情第6号 介護・福祉など社会保障の施策拡充についての陳情
- (14) 陳情第8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情
- (15) 陳情第9号 サブアリーナの使用規約に「分割使用」の設定追加をお願いする陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る12月11日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案10件、陳情5件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより、議案付託表の順序により、会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

それでは、当局の方から説明を加えることがあればお願いいたします。
説（企画部） 特別ございません。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

《議 題》

(1) 議案第75号 高浜市市制施行50周年記念事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第75号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第76号 第6次高浜市総合計画基本構想及び基本計画（後期）の変更について

委員長 質疑を行います。

問 (15) 第76号ですが、これデメリットについては致し方なくなんていう答弁がありました。改めて聞きたいんですが、たしか中間報告の会議を開会されてるんですが、これはどうして変更されるんでしょうか。

答 (総合政策) こちらにつきましては、新型コロナウイルスの影響もございまして、当初、市民会議、前回、第6次をつくったときのような市民会議ということで、いろいろ市民の方から御意見を聞こうというような形で予定しておったんですが、新型コロナウイルスの関係でなかなか集まらないというところもございましたので、市民の意見をしっかり聞いていくという部分については外せないと思いますので、1年延長してしっかり市民の皆さんの意見を聞くためにこのような形にしております。よろしくお願ひします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第76号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第77号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第77号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第78号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問 (15) 78号ですが、高取公民館を廃止してコミュニティプラザに転用するということなのですが、公民館廃止してしまうと今後は貸館業務だけになるのか、その辺り。今までは公民館というのは社会教育活動といいますか、そういうのがされてきたということを思いますが、そういう点で活動がどのようになるのか教えてください。

答 (総合政策) 今回、プラザ化に当たりましては、公民館事業とまちづくり協議会の事業の統廃合につきましてもあわせて行ってきております。その検討については、公民館側の役員の方々も御参加をいただいております。公民館がこれまでに実施してきた事業の経緯やそこに込められた思いも含めて、今回、統廃合については検討をしてきてございます。

公民館があるから、社会教育事業が出来ているのではなく、そこを実際運営して活用している人がいるから、社会教育事業が出来ているのかなと思っております。プラザ化したら社会教育事業が出来なくなるということは考えてございません。事業の統廃合をしていく中で、しっかり公民館事業についても、時代の変化にあわせて住民の皆さんが参加しや

すい形へと見直しを行っておりますので、その点は御心配ないかと思っております。よろしくお願ひします。

問（15） いつでしたかね、以前、高取公民館に関する資料をいただいたんですが、なかなか成り手がないということも、たしかついていたかと思うんですが、地域で本気で成り手を探したのかどうか、その点はいかがでしょう。

答（企画部） すいません、御質問の趣旨がよく理解出来ない。成り手がないと言われるのは、何の成り手がないということをお聞きになっているのか。お願ひします。

問（15） すいません。公民館の役員の成り手がないというようなことは、その方から聞いたのかちょっとそこに書いてあったのか今ここでは定かではありませんが、公民館の役員の成り手がないというように聞いた感じがするんですが。男性ばかりが多いかと思うんですが、女性の役員さんでもいいと思いますが、そういう点では役員の成り手がないっていうのは、ちょっと当てはまらないんじゃないかと思って聞いています。

委員長 内藤委員。78号の議案から少し質問の内容が離れていると思いますので、議案に沿った質問をお願いします。

問（15） 公民館の役員の成り手がないから、まち協のほうと一緒にしていくというような話だと思ひますので、ということもあるというふうに聞いていますので、別にずれているとは思ひませんが。

答（企画部） たしかに、さきの総括質疑のときに、この議案について御質問いただいたとき、お答えの一つとして、いわゆる地域の公民館ばかりじゃないですね、いろんな諸団体がやはり高齢化、それから働き方改革等によって現場で働く方が多いということで、なかなかそういった役員の成り手がないという、そこを苦慮しておるといふ話はいたしております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第78号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第79号 高浜市やきものの里かわら美術館の指定管理者の指定の変更について

委員長 質疑を行います。

問(9) 指定管理ということで、期間延長ということなので、ちょっと次の80号にもかぶってはくるんですけども、今回、期間延長ということで、コロナの関係もあっていろいろと市民の意見を聞く機会が減ってしまったということもあるというふうにお話を伺っているので、この移転先を考える部分で非常にいいのかなというふうに思いますけれども、今回、指定期間の延長の手続きというものが行われたんですが、通常の募集に準じた手続きが行われているのか、お聞かせをいただけたらと思います。

答(文化スポーツ) 期間延長に当たっての手続きという御質問でございますけれども、通常の募集のときと同じように、資格要件に適しているかどうかを確認する一次審査、それから運営方針や体制、予算も含めた事業計画といった提案内容を評価する二次審査、いわゆる指定管理者の選定評価委員会によるヒアリング審査というものを実施しております。

問(9) では、ヒアリングのときに、どのような点を評価されたのかということと、選定委員会からはどういった意見があったのか教えていただけたらと思います。

答(文化スポーツ) 委員会からの評価ということでございますけれども、美術館につきましては、第一期、第二期を通じて全体的に安定した運営が行われている。それから瓦業界ですとか、学校との連携が積極的にこの二期においてはなされている、そういった点が評価されております。そして今後も、市民の皆様が足を運びたくなるような企画を期待したいといったような意見が出ております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第79号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第80号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定の変更について

問 (15) 80号ですが、図書館法の第17条で無料原則が貫徹しています。収入を得ることは許されていません。ですから委託料管理料の減少に結びつくことはないんですが、そういうことを考えますと、図書館は指定管理者制度の主要な目的にそぐなわないわけで、さらに図書館は地方教育行政法30条に基づく教育機関ですから、教育委員会の管理のもと、自らの意思を持って継続的に事業運営を行う機関です。司書職制度は、そのためにも重要な意義を持っています。

図書館の管理運営の基本には、日本図書館協会が1954年に定めた図書館の自由に関する宣言があります。資料の収集や提供などを確実に実施するためには必要なことで、図書館にとっては基本的なことで、各地の自治体では社会教育施設ですね、この図書館を含めて、首長部局所管に移すことが行われてますが・・・

委員長 内藤委員、簡潔にお願いいたします。

問 (15) 図書館法からいっても、指定管理者制度はそぐわないと思いますし、総務省や文部省も以前にそういうことをおっしゃってみえますので、この際、直営に戻すべきだと思います。

委員長 それは質疑でしょうか、意見でしょうか。

答 (15) 意見です。

委員長 意見はすいません、御遠慮ください。

ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第80号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第81号 高浜市生涯学習施設等の指定管理者の指定の変更について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第81号の質疑を打ち切ります。

(8) 議案第82号 事業契約の変更について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第82号の質疑を打ち切ります。

(9) 議案第83号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第11回）

委員長 質疑を行います。

問（2） それでは、予算書の52から53ページですけど、これ2款1項12目の企画費12、市政施行50周年記念事業についてですが、これ9月議会において半分近くの事業を次年度に先送りしております。予算についても減額をしておりますが、この12月補正のタイミングで再度、増額補

正をするという点について、理由をお聞きしたいと思います。

答（総合政策） 今回の補正予算では大きく2つの取り組みに関する費用を計上させていただいております。

1つ目は、市民会議50の企画事業であります、みんなが眼を輝かせる高浜オリジナル食べ物づくり事業の拡充でございます。この事業は市内の飲食店舗に御協力をいただきまして、50周年限定のオリジナル食べ物の開発だったり、50周年のシールを商品に貼ることで、50周年を盛り上げるため記念事業として進めてまいりました。

ただ、しかしながらコロナ禍の影響を市内の飲食店さんも受けているということもあり、市民会議50の大人チームから、市内の飲食店を少しでも盛り上げて地域の消費喚起につなげられたらという新たな提案がございました。その内容として、市内の事業協力店舗で買い物いただいた方に対して、買い物金額に応じて応募券を配布し抽せんで景品が当たるというキャンペーンを実施したらどうかというものでございます。

今回の補正予算においても、その事業実施に伴う消耗品だったり広告料などの費用を計上しておりまして、令和3年2月ごろからそのキャンペーンを開始したいと考えてございます。

2点目は、一般質問でありましたが、多くの反響をいただいております鬼滅の刃と鬼師のコラボ事業についての補正の部分でございます。

この事業は、当初、想定をしていたよりも反響が大きく、体験ワークショップなどの申し込み者も多数となっております。鬼師さんたちもコロナに配慮しながら、少しでも多くの体験をいただきたいと、たくさんの方に体験をいただきたいと当初の予定より体験者の受け入れを若干ふやしておったりして、その関係で体験者に配布予定のノベルティなどが不足するというところもあって、そういった不足する分、不足する1月分のノベルティを追加するなどによって急遽、委託料の増額計上をお願いするものでございます。

問（2） この鬼滅の刃のコラボレーションですけど、これ市制施行50周年の記念事業として前面に打ち出したらどうですかって思うんですけど、なぜ打ち出してないんでしょうか。

答（総合政策） 議員言われるように、なかなかこの鬼滅の刃とのコラボ、50周年としてあまり言ってないんですけれども、ただ私どもとしては、50周年記念事業の2つの事業に関係するという位置づけで考えております。

1つ目は、市民募集アイデアによる高浜市のインスタ映えスポットを発見して高浜市の新名所をつくろう。こちらは、市内の撮影した好きな物、お気に入りの場所をインスタグラムに投稿して、高浜市の魅力をどんどん発信していこうという事業でございます。

もう1つは、記録PR事業による各種メディアに対するPR活動となるシティプロモーション事業、この2つの位置づけでございます。これは、鬼滅の刃と鬼師のコラボレーションが、各種メディアで取り上げられることや、訪れた市内外の方が瓦モニュメントやデジタルスタンプラリーを通して市内各所を撮影して、SNSで発信すること。これが高浜市の魅力を全国に発信することになり、シティプロモーションにつながるということを目指して企画、実施をしております。しかしながら、この企画が市制施行50周年記念事業ということ、あまりこう大々的に前面に打ち出していないのは、著作権元との契約上、高浜市とのコラボレーションではなく、あくまでも鬼師とのコラボレーションという位置づけとなっております、高浜市の事業ということをなかなか大きく打ち出しが出来ないというためでございます。そのため御質問のように市制50周年の記念事業というところで関係性があまり打ち出していないのでわかりづらくなっておりますが、私どもとしては50周年記念事業として実施をしていると考えてございますので、よろしく願いいたします。

問（2） せっかく、さきの一般質問でありましたけど、経済効果は1億以上ということで、もっと高浜市の50周年を前面に押し出せばいいのになと思って、ちょっと残念に思っていたので御質問させていただきました。著作権元との関係があるということは十分理解出来ますが、この鬼滅の刃と鬼師とのコラボレーション事業が、市制施行50周年記念事業の1つであるという点は、コラボ期間後含めて分かるようにしていただきたいとお願いしておきます。

あとですね、今回の増額補正に伴う財源が一般財源となっておりますが、市制施行50周年の記念事業は、企業様などから御寄附をいただいていると思いますが、全体事業費に対して寄附金がどれくらいで、一般財源がどれくらい充てられているのかということと、あと、昨年度はどれくらいの事業費に対してどれくらいを充当したのか、今年度の事業費がどれくらいで、寄附金の充当がどれくらいになっているのかも、あわせてお聞きしたいと思います。

答（総合政策） 市制施行50周年記念事業に対する寄附と事業費の関係ですが、50周年記念事業、全体事業費、昨年度と来年度に一部延期をしておりますが、その全体の事業費としては現時点では2,945万4,887円としております。一方、財源の状況でございますが、市制施行50周年記念事業に対する寄附金については、12月1日時点で1,660万1,107円であります。加えて一般財団法人の地域活性化センターから、瓦モニュメント製作については、200万円の補助金を活用しているということでございますので、それらを差し引きますと、50周年事業全体に係る費用に対する一般財源としては1,085万3,780円というような形になっております。

今後、まだ当初予算の要求段階ですが来年度に先延ばしした事業、また当初予算に計上していく中で金額の若干増減も出てくるので、全体額が変わるかもしれませんが、そのような形になっておまして。充当の状況ですが、昨年度実施した50周年事業は事業費が97万887円でありました。それに対して約94万円、昨年度は既にもう充当をしております。

今年度の事業費につきましては、今年度実施分の50周年の予算額は2,345万1,000円となっておりますが、その事業費に対して現時点では905万8,000円の寄附金を充当しておるといような状況でございます。ただ、まだ若干、今年度になっても寄附をいただいている企業ございますので、今年度御寄附をいただいた分については、次年度の当初予算に計上予定の50周年記念事業への充当分と調整の上、3月補正にて計上を予定していくというところでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問（15） 8ページの繰越明許費の関係ですが、港小学校校舎増築工事

監理業務委託事業と増築工事事業とあるんですが、年度内に完了が見込めないということですが、子供たちはその間、実際の現場、困るんじゃないかという気がするんですが。

それと、いつぐらいまでにこれができるのかということ。

それから、10ページの汎用データ抽出ソフト等利用料っていうのがあるんですが、補正後が何も書いてないんですがこれはどういうことなのか教えてください。

答（学校経営） 繰越明許費の関係でどのように教室を手当てしていくのかということですが、8月の臨時会のところでも少しお話しさせてもらいましたが、まず特別支援教室が不足しますので、現在、少人数指導教室というのが二つあります。そこを増築まではその二つの教室をなくしまして、そこを特別支援教室にまず4月の段階で手当てします。少人数指導をどうしていくかということですが、現在、一学年を四つのクラスに分けて、それぞれ先生がついて授業を行うという形をとっておりますけれども、一方、チームティーチング方式というのがございまして、要は一つの学年を二つに分けて二人ずつの先生がついて授業を行うということですので、二つの教室をそれで、開けてですね、そこに対応していくということになります。

その軽量鉄骨二階建てができるという時期につきましては、来年の9月末の竣工を見込んでおります。

答（ICT推進） 汎用データ抽出ソフト等の利用料の債務負担行為補正の内容について御説明をさせていただきます。

この本事業は、まず、そもそも国・県などから定例的に依頼がある調査について、あらかじめ必要なデータは項目を抽出することにより業務の効率化を図るため、専用ソフトの導入を計画しておりましたが、昨今の国の動向やコロナ禍による在宅勤務などの次年度以降ICTへの期待が高まることが予想されるため、改めて優先順位づけをした結果、凍結をさせていただくという形にします。

この結果、ゼロという形になっております。なお、この代替手段としたしましては既に、職員に貸与してありますパソコンにプリンストー

ルしてございますマイクロソフトのアクセスで代用するという事で当面は乗り切りたいと、このような内容になっています。以上でございます。

問（９） 補正予算書の75ページ、10款2項の学校管理費と、10款3項中学校費で、今回、手洗い場自動水洗化工事というのが上がってますけれども、今一度、分かってはいるんですけども、ちょっと目的を再度教えて、聞かせていただきたいと思います。

答（学校経営） 主要新規事業等の概要の8ページにございますが、国がコロナ関連対策で、地方創生臨時交付金というのを出してくれることとございますので、学校内を見渡したときに、感染しやすいといいますが、感染防止するという観点から学校の廊下にある手洗い場を自動水洗化すると。蛇口に接触しなくても手が洗えるというふうなことに対応していきたいということとございます。

その理由として、要は、今、教室を出た段階で児童、生徒には手洗いを推奨しておりまして大体1日9回ぐらい手洗いをされているそうです。ですので、非常にそのところが、感染を防止するという観点ではそこを重点化することが、この感染防止につながるということで、取りあえず廊下のところ、手洗い場を自動水洗化することとございます。

問（９） それを理解した上でなんですけれども、今回、補正予算を組まれたという形で、市内の、今回、高小は新しく建てられているというのがあるんで、それを除いた6小中学校ですかね、だと思っんですけども、幼稚園、保育園の公立園とかってというのは、今回ここに出てこないというのは、何でなのかなというちょっと疑問がありましたので、それをちょっと聞きたいなということと、あと参考までに特別支援学校とかも、今後どういうふうになっていくのかという情報か何かあれば、教えていただきたいなというふうに思います。

あとすいません、もう一つ。先ほど最初に聞けばよかったんですけども、補正予算書の79ページの10款5項2目と5目です。生涯学習機会提供費、文化事業費。ここの委託料で女性文化センターとかかわら美術館の基礎調査業務委託料というのが今回減額補正にはなってるんですけども、

ども、その調査結果というのが、こういったものだったのか、あわせて教えていただけたらと思います。

答（こども育成） 公立園の幼稚園、保育園での水洗化の部分の対応はどうかというところがございますけれども、園では基本的には保育士の見守りの中、日々、園児は生活をしており、その中で手洗いやアルコール消毒などがなされております。児童の日々の過ごし方というのは、またそこは学校とは違うものでありまして、コロナ感染対策といたしまして園での生活に合わせたコロナ対策の感染防止対策がされているというものでございますので、園と学校という意味では、そこは対応が違うというものでございます。

答（学校経営） 参考に刈谷特別支援学校ということでございますが、刈谷特別支援学校は平成30年4月に開校しておりまして、お聞きしてるところによると、児童、生徒が使用する手洗いについては、全て自動水洗化されているという状況でございます。

答（文化スポーツ） 女性文化センターとかかわら美術館の基礎調査等業務の結果ということでございますけれども、まず、女性文化センターのほうですが、躯体に大きな問題はないということですが、屋根防水機能が一部低下が見られるということで、緊急性はありませんが計画的な修繕が必要という結果が出ております。それから設備の面におきましては、空調機の更新が必要という結果がありまして、今回の補正予算におきまして、空調機器更新工事の設計業務委託料の債務負担行為補正のほうを上げさせていただいているところでございます。

それから、かわら美術館につきましても、躯体については大きな問題はございませんが、屋根機能の低下、外壁タイルに一部浮きがあるという結果で緊急性はありませんが、計画的な修繕が必要という結果でございます。設備につきまして、緊急を要する不具合箇所として、自動火災報知機の改修というのがあげられておりますけれども、これにつきましては今年度の予算で一部対応済みでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第83号の質疑を打ち切ります。

(10) 議案第85号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第85号の質疑を打ち切ります。

(11) 陳情第4号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（15） 陳情4号、この陳情は、同じライセンスでありながら、働く地域によって初任給の月額、看護師でも10万円ぐらいにもなるという地域格差の実態があるということ。本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきなのですが、地域間格差が大き過ぎて看護師の賃金水準がいき上がらないと、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。医療施設等の安心・安全な職員体制や医療介護現場で働く労働者の処遇改善は、国の責任で行われるべきで、このことから、国に対する意見書の提出を求める陳情ですので、日本共産党として賛成いたします。

意（14） 陳情第4号に関しましては、まず人手不足、人材確保が賃金だけでは解消できるものではないと思います。それから2点目が、全国一律ではなく、もし行うのであれば賃金が低い地域から始めるべきであ

ると思います。全国一律では財源がとてもないと、これ厳しいと思います。よってこの本陳情には反対します。

意（２） この陳情には反対です。先ほど、14番、小嶋委員がおっしゃったように、看護師の定着が進まず慢性的な人員不足が続いていることから、看護師人員の底上げや最低賃金の増設を求めるものですが、賃上げをするだけで将来にわたる人材の確保や体制の強化につながることは考えにくいと思います。また、この看護師さんの退職理由は結婚や出産、育児といった生活上の理由が多くて子育てを終えた方の再雇用の仕組みをつくるなど、潜在的な看護師の活用を図ることが必要であると考えますので、現に就業している看護師の定着や離職防止に重点を置いた施策、対策を進めるべきであると考えますので、この陳情には反対をいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第4号についての意見を終了いたします。

（12）陳情第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（14） これも陳情第4号と同じような理由でこの陳情には反対いたします。

意（15） 陳情第5号についてですが、高齢化が進む中で介護従事者の人材確保や離職防止対策は、喫緊の課題となっています。今般のコロナウイルスの影響で衛生資材の不足やコロナ対応により消毒や利用者のメンタルケアなどの業務増など、現場の厳しさに拍車がかかっています。また利用者のサービス控えから雇用契約時間が確保されずに賃金保障が

されない実態なども報道がされています。本来、介護施設等の安全、安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきなのに事業者の努力に委ねられ、処遇改善も利用者や国民の負担に依拠したままです。そこで国に介護従事者の賃金の底上げを図り、安全、安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の特定最低賃金を新設することをお願いしますという意見書ですので、この陳情には賛成いたします。

意（９） 市政クラブを代表しまして、この陳情には反対の趣旨を述べさせていただきたいと思います。

国ではこれまでも介護職員処遇改善加算を創設しまして、キャリアパス整備や職場改善に取り組む事業所の加算率を上げ、結果として介護職員の賃金向上につながる政策を行って、技能経験のある介護職員の処遇改善を行ってきております。このように職場環境を改善した事業所に加算される現行の仕組みというものは、陳情にあるような一律に最低賃金を設ける場合と比べて職場環境の改善や職員のやる気にもつながって、結果として介護の質の向上にもつながると考えておりますので、この陳情には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第５号についての意見を終了いたします。

（13）陳情第６号 介護・福祉など社会保障の施策拡充についての陳情

委員長 それでは、提出者の方は、意見陳述席へ移動をお願いいたします。

意見陳述者登壇

委員長 ただいまより、意見陳述を行います。その前に数点注意事項を申し上げます。意見陳述は陳情の趣旨、項目の範囲内に限ります。時間はおおむね10分以内とし、事前に提出された陳情書以外の書類等の配布を禁止いたします。意見陳述後は、退席していただくか、傍聴席への移動をお願いいたします。それでは提出者より意見陳述をお願いいたします。

意見陳述（陳述者） 本日は、趣旨説明の機会を設けていただき、ありがとうございます。

私は、社会保障推進協議会、愛知自治体キャラバン実行委員会の刈谷民商の杉浦茂年と申します。よろしく申し上げます。

自治体キャラバン実行委員会では、毎年県内の全ての自治体に、介護、福祉、医療など社会保障政策の拡充を求めて陳情書を提出し、高浜市は10月21日に懇談させていただいております。

本日は時間の関係で、【1】の市町村の福祉政策を充実してくださいの介護保障、子育て支援、予防接種について申し述べます。

1、安心できる介護保障についてです。元気な高齢者向けの健康自生地は市内100か所を数え、高齢者の居場所づくり、たまり場づくりを進めておられることや、ホコタッチという歩行計の配布など、介護予防事業に御尽力されていることには敬意を表します。一方、保険料の基準額を拝見すると、高浜市は県平均より高いため、低所得層の第1段階、第2段階の保険料減免は重要です。今年度、国の基準を上回って第1段階は0.25倍となっていますが、近隣市町で刈谷市、碧南市、安城市など5自治体で0.2倍と、より低く設定しています。来年には第8期介護事業計画策定を控えている中、私どものアンケートによる把握では、介護保険料滞納者数は170人前後と横ばいですが、滞納者延べ人数では800人を超えています。保険料や利用料の減免制度の創設などを、ぜひとも検討をお願いしたいと存じます。

次に、（5）高齢者福祉政策の充実についての、中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度についてです。加齢性難聴は日

常生活、コミュニケーションを困難にし、うつや認知症の要因となる危険性も指摘されています。補聴器の使用は加齢性難聴者の生活を支える有効な手段となります。愛知県内では、北名古屋市、設楽町の2市町が実施しています。WHO世界保健機構でも、中等度からの補聴器使用を推奨しており、必要な人が時期を失することなく補聴器を利用できるよう、購入の際の助成制度を求めます。

次に、(7) 障害者控除の認定についてです。障害者手帳の所持にかかわらず介護認定者を市町村長が税法上の障害者と認めれば、障害者控除を受けることが出来ます。実際多くの市町村が要介護者を障害者等に準ずるとし、障害者控除の対象としています。県内で要支援または要介護1以上を発行条件としているのは42市町村、78%に広がっています。また自動的に要介護認定者に認定書を送付したのは28市町村、52%と多数派です。このような住民サービスの向上により、新たに障害者控除認定書を受け取った人が障害者控除で、税と保険料の負担が13万6,000円。住民税7.4万円、所得税4.3万円、介護保険料1.9万円軽減される例が生まれています。自治体が持つ要介護認定者のデータをもとに、市の判断により、全ての介護認定者を障害者控除の対象とし、自動的に認定書の個別送付を求めます。

次に、3、子育て支援についてです。(3) 子供の学校給食費の無償化に関してですが、愛知県内では、豊根村が2020年度から小中学校の給食費の完全無償化を開始し、一部無償化は17市町村、31%と広がっています。大口町が半額補助、岡崎市が4か月分無償、安城市、岩倉市が義務教育の第三子以降を無償にしています。今年はコロナ対応で、28市町村、52%が今年に限った無償化を実施しています。時限的とはいえ、制度上は無償化が可能であることを証明しており、高浜市においても、一部助成などの制度化をぜひお願いいたします。

次に、8、予防接種についてです。子供に対するインフルエンザワクチンの助成は、昨年度の私どもの把握では11市町村、20%が実施していましたが、今年度さらに実施自治体がふえて、豊橋市、刈谷市、豊明市など、7自治体が新たに助成を実施しましたので、県内の3割を超える

自治体で助成が制度化されたことにあります。新型コロナウイルス感染症に備えるためにも、学級閉鎖や看病のため仕事を休まざるを得ない親の負担を減らすためにも、インフルエンザの予防接種助成制度の創設を求めます。以上です。

時間の制約もあり、どうしても説明していただきたいことに絞りました。他の項目についても、市と懇談の中でいろいろとお話をさせていただいています。ぜひ全般にわたってもよろしく御検討いただきますようお願いいたします。子育てがしやすい高浜市。高齢者がずっと健康でいられる各種補償などを進めていただき、子供から年寄りまで全ての人が明るく健康に住みやすい市として、高浜市が50周年を迎えられること。切に望んでいます。以上で趣旨説明といたします。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

委員長 ありがとうございます。これをもって陳情第6号の意見陳述を終了いたします。提出者におかれましては、退室していただくか、傍聴席へ移動をお願いします。

委員長 意見を求めます。

意（15） 陳情第6号。安倍政権のもとで社会保障予算は、2013年度以降の7年間で4.3兆円もの削減を強いられています。2020年度以降もさらなる負担増や給付削減の計画が進められようとしています。介護では、要介護1、2の生活援助サービスの保険外し、ケアプラン作成の有料化などは、本年度は国民の反対により強行出来ませんでした。2021年度以降進められようとしています。住民の命や暮らしを守るために、安心できる介護保障について、また、高齢者福祉施策の充実、利用者にとって危険を招きかねない一人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

また、予防接種に対する助成など、施策拡充についての要望に対する意見書を提出するよう求める陳情ですので、日本共産党として賛成いたします。

委員長 ほかに。

意（11） 意見陳述も聞かせていただきましたけれども、私のほうから

は、市政クラブを代表して反対の立場で御意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、介護保険料についてでありますけれども、介護保険料というのは、そもそもサービスに比例するということが基本であります。第8期の介護保険料は、ただいままだ議論中であるとは思いますが、第7期を見てみますと、基金の取崩しを見込んで算定されておりますし、所得段階は県内トップの17段階。また、低所得者段階の倍率も国の基準以下に設定をしております。低所得者への対応はしっかりとされているということが言えると思います。

それから、障害者控除の認定でありますけれども、障害者控除の認定に関しての要介護認定は、障害や機能の状況を直接判断するというものではありません。介護の手間のかかり具合を判断するのが要介護認定であります。ですから、全ての要介護認定者に、要介護認定者であることをもって、障害者認定の対象として全ての方々に認定書や申請書を個別送付するということは適切ではないというふうに考えております。

ほかにもありますけれども、多岐にわたって、高浜市では十分に配慮がなされているところもあるというところへ、この陳情に対しましては反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意 (14) (6) のですね、介護人材確保についてのところで、3点について陳情項目ありますが、一自治体で取り組むには非常に厳しい問題であると思います。よって本陳情には反対をします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第6号についての意見を終了いたします。

(14) 陳情第8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

委員長 意見を求めます。

意(2) 市政クラブを代表して反対とさせていただきます。

こちら安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師、看護師、医療技術職、介護職を増員することとありますが、確かにこの人材不足は深刻な状況であります。陳情項目を見ますと職員は増員。患者、利用者の負担は軽減と矛盾しておるので、まず反対させていただきます。

あと、愛知県においては、これまで医療崩壊を起こすことなく新型コロナウイルス感染症患者に対して必要な医療を提供しています。今後も現行の医療提供体制のレベルを維持するとともに、今後の感染拡大に備え、さらなる強化に取り組んでいるところです。検査体制についても、発熱患者さんなどが、かかりつけ医さんたちの地域の医療機関に直接電話相談の上、診療検査を受けられる体制とするため、診療・検査医療機関を指定するなど、10月26日から新たな受診相談体制をスタートしております。また加えて、ドライブスルー方式のPCR検査場を増設するとともに、今後も県内各地域において、状況に応じた拡充を検討しているところでありますので、この陳情には反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意(14) はい。陳情項目の中にですね、十分な財源確保を行うとか、また大幅に増員するとかありますけども、限られた財源では非常に厳しいと思いますので、よって本陳情には反対をいたします。

委員長 ほかに。

意(15) 陳情8号。安全・安心の医療・介護の実現と国民の命と健康を守るための陳情ですね。これ七つのいろんな団体が共同して出されていますが、この2020年、今年の新型コロナウイルスによる感染爆発は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも、深刻な影響を及ぼすとともに、医療崩壊なども心配されているところです。

今回のコロナの経験から明らかになったことは、感染症病棟や集中治療室の大幅な不足。それらを担っている公立、公的病院の重要性。医師

看護師、看護職員の人員不足。保健所の不足問題です。新型コロナウイルス感染対策の教訓を得て、国民の命や暮らしを守るためにも、新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に、経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、この医療や介護、福祉や公衆衛生施策の拡充は、本当にまた、すぐにもやらなきゃいけない課題だと思います。

陳情項目に書かれている五つの項目はどれも重要と考えます。国に意見書を提出するよう要望している陳情ですので、賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第8号についての意見を終了いたします。

(15) 陳情第9号 サブアリーナの使用規約に「分割使用」の設定追加
をお願いする陳情

委員長 意見を求めます。

意(2) サブアリーナの使用料に半面もしくは3分の1面の分割設定をとのことですが、こちらサブアリーナの使用料については、今年6月の定例会で可決されたもので、審議の過程において、皆さん分割設定に対する意見などや質疑はありませんでした。また、このサブアリーナの供用開始、来年1月4日からであり、まだ実際に利用が行われていません。使用料の分割設定をとのことですけれども、仮に設定するにしても、半分がいいのか3分の1がいいのかなどは、運用していかないことにはまだよくわからないと思います。運営に関して改善すべき点があるのであれば、まずは利用状況を踏まえて検討すべきであると考えますので、この陳情は反対させていただきます。

また陳情書に書かれている内容についてですが、担当グループに確認しましたので、一言ここで申し上げたいと思います。

まず、1、現状、体育センターの使用実態に関して、夏休みや冬休みの小中高生が練習する様子について触れられておりますが、貸切利用がない場合に小中高生が無料でできるという、一般開放制度のことと思われる。これ、1月の予約状況を見る限り、空き状況はありますので、利用の余地はあるように思われます。

次に、サブアリーナの値上げ設定に関しまして、陳情者はサブアリーナの使用料がほぼ倍額に値上げされたと述べられておりますが、公共施設の使用料は、施設を利用する方、利用しない方との間に不公平感が生じないように、施設を利用する方に一定の受益者負担をしていただくために、それぞれの施設の運営や維持管理にかかるコストをもとに算出されています。また、1平方当たりの単価で比較すると体育センターは1.60円。サブアリーナは1.96円で、約1.2倍でありまして、決して倍額とはなっておりません。またサブアリーナはフットサルにも対応していますので、壁面周囲や天井にネットが設置されるなど体育センターに比べて、スポーツ環境も向上しています。

最後に、3、他の自治体の公共施設の使用料の動向に関して、刈谷市北部生涯学習センターの例が掲げられておりますけれども、こちら確認したところ、面積700平方メートルに対して卓球台の使用は6台可能。3分の1面の場合は、面積が230平方メートルとなりますが、卓球台は3台での使用実態があると聞いています。

いずれにしても、先ほど申し上げたように、使用料の分割設定については、まずは利用状況を踏まえて検討すべきであると考えておりますので、この陳情には反対をいたします。

委員長 ほかに。

意(14) まず、実際の利用はまだ始まっていません。利用していく中で、他の利用団体の声も聞いた上で、必要があれば、分割使用の設定をすべきだと思います。よって本陳情には反対いたします。以上です。

委員長 ほかに。

意(15) これは地元の方から出てきた陳情です。ですから、やはりこういう陳情、意見をよく聞いてといたしますか、意見をよく反映させるべ

きだと思っております。非常に、体育センターからサブアリーナに移すということなんですが、以前にも言ってますが、これ7割から8割ぐらいの面積しかないということで、市内のいろんな方が使う場合に非常に不便になってくると。そこへ持ってきて、また値段も高くなってるということで、この分割の使用の件では、ぜひ分割使用を設定するようお願いをいたします。共産党としては賛成です。

委員長 ほかに。

意（8） 私はこの陳情につきましては、趣旨採択を入れて審査をしていただきたいと思えます。

今、いろいろと意見言われましたようにですね、実際に条例もまだつくったところで、実際の使用なんかもされておられませんけれども、ただ、皆さん方が心配してることはわかりますので、ですからぜひですね、利用状況を見て、そのところで、しっかりと考えていただきたいと思えますので、趣旨採択をお願いします。

委員長 ほかに。

意（11） 私のほうの意見を少し言わせていただきますけども、今回のこの陳情はですね、陳情事項があまりに特定の施設に対して、特定の団体によるものであるというところで、議会で議論する事項としては、いかがなものかという感覚があります。市内の様々な施設の利用の見直しであったりですとか、市民の利便性、利用者に対するサービスの向上、そういった大局的な部分から、そういったものが陳情項目として、陳情のテーマとして、挙げられているのであれば、ともかくとしましても、今回のように特定すぎるものに関して陳情というのは、やはり違和感を覚えてなりません。

それから、利用料については、これは税の公平性の観点からいって、当然受益者負担というところがついてまわります。新たな施設は今まで以上にスポーツに適した環境がつくられておるといふところを踏まえて、なおかつ、ほかの施設との面積を含めた整合性、こういったものも図られて設定をされておるといふふうに聞いております。

以上の観点から、この陳情に対しましては、反対をさせていただきた

いというふうに思います。

加えて、他市との比較というのは、様々な場面で言われる方がみえますけれども、各市の財政状況や、施設あるいは利用者の数、そういった差異というのは当然あります。単に比較するものではないというところをしっかりとお伝えをしたいというふうに思います。以上です。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第9号についての意見を終了いたします。

以上で付託された案件の質疑及び意見は終了いたします。なお、本委員会において、自由討議を実施する案件はありません。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

《採決》

- (1) 議案第75号 高浜市市制施行50周年記念事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第76号 第6次高浜市総合計画基本構想及び基本計画（後期）の変更について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第77号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第78号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (5) 議案第79号 高浜市やきものの里かわら美術館の指定管理者の指定の変更について

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第80号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定の変更について

挙手多数により原案可決

- (7) 議案第81号 高浜市生涯学習施設等の指定管理者の指定の変更について

ついて

挙手多数により原案可決

(8) 議案第82号 事業契約の変更について

挙手全員により原案可決

(9) 議案第83号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第11回）

挙手全員により原案可決

(10) 議案第85号 令和2年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）

挙手全員により原案可決

委員長 陳情第9号について、趣旨採択との御意見がありましたので、採決にあたり趣旨採択を入れていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしく申し上げます。

(11) 陳情第 4 号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情

挙手少数により不採択

(12) 陳情第 5 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情

挙手少数により不採択

(13) 陳情第 6 号 介護・福祉など社会保障の施策拡充についての陳情

挙手少数により不採択

(14) 陳情第 8 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

挙手少数により不採択

(15) 陳情第 9 号 サブアリーナの使用規約に「分割使用」の設定追加をお願いする陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前11時20分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長